

## 【用語説明】

## アルファベット順

DMA T (Disaster Medical Assistance Team)	災害派遣医療チームのこと。大規模災害や事故などの現場で急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持ったチームで、専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職及び事務職員）などで構成される。堺病院は、2チームを登録、配備している。
D P C (Diagnosis Procedure Combination)	診断群分類別包括評価のこと。従来の診療行為ごとに料金を計算する「出来高払い」診療報酬請求方式とは異なり、入院患者の医療資源を最も投入した病気とその病状・治療行為を基に厚生労働省が定めた1日当たりの金額からなる包括評価部分（投薬、注射、処置、入院料等）と出来高評価部分（手術、麻酔、リハビリ、指導料等）を組み合わせて計算する請求方式のこと。堺病院は、平成18年7月に導入している。
H I V (Human Immunodeficiency Virus)	ヒト免疫不全ウイルスのこと。ヒトの免疫細胞に寄生し、免疫細胞を破壊するウイルス。「H I V」はウイルス名、「エイズ」はその発病の状態を指す。

## あいうえお順

アクシデント	医療事故のこと。医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、医療従事者の過誤、過失の有無を問わない。死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的被害及び苦痛、不安等の精神的被害が生じた場合、患者が廊下で転倒するなど、医療行為とは直接関係しない場合、患者だけでなく、注射針の誤刺のように、医療従事者に被害が生じた場合を含む。
アメニティ	自己回復力を引き出すため、心地よく、快適に院内療養生活がおくれるように院内環境が整備されていること。
医療安全管理委員会	患者へ安全で安心な医療を提供するため、医療事故の防止、再発防止や医療の質の向上を図るために設置されている院内組織のこと。
医療クラーク	医師の指示の下に、診断書などの文書作成補助、診療記録への代行入力などの事務作業を補助するスタッフのこと。看護師等の指示に基づく事務作業や診療報酬の請求事務などを行う場合もある。
医療相談	患者や家族が安心して療養できるように相談を受け、解決の手伝いをする。入院時や通院時における患者や患者の家族の悩みなどを少なくし、安心して療養に専念し、健康の回復を促進することを目的とする。退院後の療養生活や社会復帰、経済的な問題の解決及び調整なども相談の範囲に含まれる。
インシデント	医療事故に至る前に気付いたりしたこと。患者に障害の発生しなかった事例のみならず障害の発生した事例、過失の見られるものや不可抗力、また結果だけでなくプロセスの問題も含まれる。
インフォームド・コンセント	医師が診断と治療のねらいや内容など診療に関する情報を患者や家族に十分に説明し、その説明内容を患者側が納得して治療を受けることに同意すること。
エイズ治療中核拠点病院	H I V感染者・エイズ患者が安心して医療を受ける体制を整備するため、地域におけるエイズ診療の中核的役割を果たすことを目的に整備された病院のこと。市立堺病院は、平成7年12月に指定を受けている。

エビデンス	治療や薬の有効性を示す証拠、検証結果、臨床結果のこと。またはその選択をする根拠のこと。
エマルゴトレインシステム	災害・救急医療に関する研修及び訓練プログラムの一つ。災害時に適切な医療サービスが提供できるよう実践しながらのシミュレーションを行い、トレーニングすることを特徴とする。
オープンカンファレンス	地域全体の医療水準を向上させるため開催される勉強会のこと。病院内職員に限らず、地域の医療関係者等の参加者を募り、最近の考え方、事例研究、診療内容等についての講演や発表を中心に開催する。
大阪府がん診療拠点病院	質の高いがん医療を受けることのできる医療機関を選択できるよう、がん診療機能などに関して大阪府が定めた指定要件を充足した病院のこと。地域におけるがん治療水準の向上に努めるとともに、在宅医療の支援、がん患者や家族に対する相談支援、がんに関する各種情報の提供等の機能を備え、地域におけるがん医療の充実に努めることなどが指定の要件となっている。市立堺病院は、平成21年4月に指定を受けている。
開放型病床	診療所から紹介された入院患者を、病院の医師と診療所の医師が一緒に診療を行うことのできる病床のこと。
外来化学療法	入院せずに通院によって抗がん剤治療を行うこと。患者の精神的・経済的負担の軽減を図ることができる。
がんセンター	がん診療の充実に向け診療科や職種の枠を越えたチーム医療等を推進するため設置し、外来化学療法、がん放射線治療、がん登録、がん地域連携クリニカルパス、セカンドオピニオン、がん相談、がん診療などに関する院内教育、研修、市民公開講座などのがんに関する医療情報の発信などを推進する院内組織のこと。
救急告示病院	厚生労働省の「救急病院等を定める省令」に基づいて都道府県知事が告示した医療機関のこと。救急医療の知識や経験を持つ医師が常時診療していることや救急医療に必要な設備を整備していることなどが認定の要件とされている。
救急ワークステーション	医療機関と消防機関が連携し、救急要請に対して、救急隊員とともに、必要に応じ、医師が同乗して現場に出場するなどの方法により、病院内での救急隊員の知識、技術の向上を目的とした「教育」の拠点のこと。
急性期	主に病気のなり始めの病状の比較的激しい時期のこと。一般的に処置、投薬、手術などを行うことにより、1か月程度で治癒する場合をいう。
救命救急センター	急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷、災害、多発性の交通外傷など、第二次救急医療機関で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し、高度な医療技術を提供する第三次救急医療機関のこと。
鏡視下手術	胸腔鏡、腹腔鏡など、外から見えない身体の中を、先端にレンズ等のついた管を差し入れて観察、処置、治療を行う医療器械（内視鏡）を用いた手術のことで、患者の手術による負担を少なくするため、開胸又は開腹することなく体に小さな穴を数カ所開け内視鏡を挿入して行う手術のこと。傷が小さい、術後の痛みが少ない、回復が早いなどのメリットがある。
クリニカルパス	医師、看護師その他医療スタッフが、共同して実践する治療、検査、看護、処置、指導などの標準的な治療行動計画の流れを示すもの。

研修医（臨床研修医、後期研修医）	大学における6年間の医学教育の後、国家試験に合格して医師、歯科医師の免許を取得した後に臨床研修病院で本人の希望する専門領域において実地の臨床研修を受けている医師のこと。1～2年目を臨床研修医、3～5年目を後期研修医と呼ぶ。臨床研修では、臨床医として一般的な診療で頻繁に関わる負傷や疾病に適切に対応できるような基本的な診療能力を習得し、また、医師としての人格を養う。病院によって初期研修医、初期臨床研修医とも呼ばれる。後期研修医は、臨床研修を終了した医師で、専門分野の医療技術、知識を習得する。病院によってレジデント、後期臨床研修医とも呼ばれる。
後発医薬品	新薬の独占的販売期間（有効性、安全性を検証する再審査期間及び特許期間）が終了した後に発売され、新薬と同じ有効成分で効能、効果、用法、用量が同一であり、新薬に比べて低価格な医薬品のこと。ジェネリックという。
災害拠点病院	大規模災害時における医療確保を目的として、重症、重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院のこと。厚生労働省の基準で、原則として二次医療圏ごとに1カ所指定される。救命医療を行うための高度診療機能、被災地からの重症傷病者の受入れ機能、医療救護班の派遣機能などが求められる。市立堺病院は、平成9年3月に指定されている。
堺市環境マネジメントシステム「S-EMS」	ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムの運用成果をもとに、堺市が独自に構築した環境マネジメントシステムのこと。堺市では平成19年度より運用を始めている。堺市地球温暖化対策実行計画「さかいしCO2スリム作戦」などを本システムのPDCAサイクルに従って管理している。S-EMSは、Sakai Environmental Management Systemの略。
堺市地球温暖化対策実行計画「さかいしCO2スリム作戦」	市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減及びヒートアイランド現象の緩和を目的として平成18年に策定された温室効果ガス削減計画のこと。
堺もったいない“プロジェクト”	平成22年度に改定された「堺市環境方針」に基づき、市の職員一人ひとりが積極的に取り組むべき環境行動に関する指針を定めたもの。業務に不要な照明の消灯、室温を夏季28℃、冬季20℃に設定するなど17項目を定めている。
産婦人科診療相互援助システム	重症妊産婦の緊急医療などの産婦人科領域の専門的医療を365日24時間態勢で提供するため、大阪府産婦人科医会が立ち上げた相互協力システムのこと。
周産期医療	妊娠満22週から出生児満7日未満までを「周産期」といい、この時期は母子とも異常が発生しやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科、小児科双方から一貫した総合的な医療体制が必要であることから特に「周産期医療」という。
ハートコール	急性心筋梗塞、狭心症、急性心不全等の救急疾患に対応するため、救急車からの電話に担当医が直接対応するシステムのこと。市立堺病院では、365日24時間、循環器内科医が対応している。
ステント留置術	狭くなったり、閉塞した血管をステントと呼ばれる拡張可能な網目状の小さな金属製の筒を留置することにより、血管を拡げて血流を確保する手術のこと。
セカンドオピニオン	患者が検査や治療を受けるにあたり、主治医以外の医師に求めた意見、または意見を求める行為のこと。
専門医、認定医	医学・歯学の高度化・専門化に伴い、その診療科や分野において高度な知識や技量、経験を持つ医師・歯科医師として関連する学会が認定した医師・歯科医師のこと。

専門看護師、認定看護師	専門看護師は、日本看護協会の専門看護師認定審査に合格し、特定の専門分野において、卓越した看護実践能力を有すると認められた看護師のこと。 認定看護師は、日本看護協会の認定看護師認定審査に合格し、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有すると認められた看護師のこと。
専門薬剤師、認定薬剤師	医学・薬学の高度化・専門化に伴い、特定の医療分野等において高度な知識や技量、経験を持つ薬剤師を認定する制度のこと。様々に細分化された認定薬剤師、専門薬剤師資格がある。
総合周産期母子医療センター	相当規模の母体、胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うとともに、必要に応じて産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療機関のこと。大阪府下では大阪府立母子保健総合医療センターなど6医療機関が指定を受けている。
多発外傷	身体を、頭部、頸部、胸部、腹部、骨盤、四肢などと区分した場合に、2以上の身体区分に生命を脅かす可能性のある重度の損傷が及んだ状態のこと。
第一種及び第二種感染症指定医療機関	第一種感染症指定医療機関は一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。第二種感染症指定医療機関は二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき都道府県知事が指定した病院のこと。市立堺病院は平成11年4月に第一種及び第二種感染症指定医療機関に指定され、一類感染症1床、二類感染症12床を有する。
第三次救急医療機関	重症および複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を総合的に24時間体制で提供できる医療機関のこと。通常、救命救急センターと呼ばれる。
第二次救急医療機関	救急患者の検査・治療を24時間体制で行い、入院病床を有する医療機関で、通常、救急病院と呼ばれる。
地域医療再生計画	二次医療圏単位での医療機能の強化、医師の確保、救急医療の確保への取組や三次医療圏単位での医療機能の強化など、地域における医療にかかる課題を解決するための施策について都道府県が定める計画のこと。計画に基づき地域医療再生臨時特例交付金が充当される。
地域がん診療連携拠点病院	全国どこでも地域間の診療レベルの格差をなくし、質の高いがん診療が受けられるよう、地域におけるがん診療連携を推進するために中核となる病院のこと。
地域周産期母子医療センター	産科と新生児両方の医療が必要になる時期に対応できるよう、産科及び小児科医等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療機関のこと。
地域連携クリニカルパス	患者や患者の家族が納得の上で、急性期病院、回復期リハビリ病院、かかりつけ医、介護施設、居宅サービス提供事業所など診療に当たる複数の医療機関が、役割分担を含めあらかじめ診療内容について患者の情報を共有しながらサポートしていくシステムのこと。急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるよう治療計画を作成し、治療を受ける医療機関で共有して用いる。

チーム医療	医療技術の進歩と高度医療の普及、患者中心の医療に対するニーズの高まりなどを背景に、医師個人の能力に依存した医療から、医師、薬剤師、看護師などの各医療職の協力によるチームで行う医療のこと。
治験	治療試験の略。新薬の効果を確かめたり、既存の薬剤の効果と副作用の追跡調査をするため、患者や健康な人に服用してもらい試す臨床試験のうち、特に製薬会社で開発中の医薬品や医療機器を患者や健康な人に使用してもらい、データを収集して有効性、副作用や安全性を確認する試験をいう。治験は国の基準を満たした医療機関で行われる。
治療ガイドライン	臨床医と患者が治療方針の選択を適切に行えるよう体系的な方法に則って作成された、総合的な治療法の選択や適応症の決定などの指針のこと。
ドクターカー	種々の薬剤や器具を装備し、医師及び看護師が同乗して患者を搬送できる救急車のこと。病院到着までに医師による適切な処置及び医療を行うことができ、救命率の向上が期待できる。
脳血管内治療	脳の病気に対して、皮膚を切ったり頭蓋骨を割ったりすることなく、血管の中からアプローチする手術法のこと。鼠径部より超極細のカテーテルを頭蓋内血管まで挿入し、レントゲン透視下に血管内部から脳血管障害（脳卒中）や脳腫瘍、脊椎疾患を治療する。
病院機能評価	患者や地域住民が適切な医療を安心して受けられるよう、財団法人日本医療機能評価機構が行う病院の評価事業のこと。患者の権利と医療の質および安全の確保、療養環境と患者サービスなどの評価項目に沿って、評価調査者が中立、公平な立場から評価する。第三者の評価により病院が提供する医療の質に関する現状を客観的に把握でき、改善すべき点が明確にされるなどの効果がある。
病院群輪番病院	地域内の病院群が共同連帯して、輪番制により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備する事業で、輪番に参加している病院をいう。
服薬指導	患者自身又はその保護者が医薬品を適正に用いることができるよう、薬剤師が行う指導のこと。
放射線治療	放射線の細胞分裂を止める作用により腫瘍を縮小させる治療法のこと。手術、抗がん剤による化学療法と並ぶがん治療の三本柱の一つ。手術のように、切らずにがんを治療することが可能であり、体への負担が少ない。手術の前後に併用することも多い。
メディカルコントロール	医学的観点から救急隊員が行う応急措置等の質を保証すること。救急現場における医師による救急隊への指示、助言や救急隊員の教育や救護活動の事後評価などを行う。
ライフサイクルコスト	建物にかかる生涯コストのこと。建物の企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、寿命がきて解体処分するまでを建物の生涯として、その全期間に要する費用を意味する。
臨床カンファレンス	実際の手術や治療などの症例を通して行われる討論形式の検討会のこと。
臨床試験	新薬の効果を確かめたり、既存の薬剤の追跡調査を行うため、患者や健康な人に服用してもらい試すこと。薬だけでなく、手術法、医療機材、診断法などに関する臨床試験もある。

臨床評価指標	病院の持つ様々な機能を適切な指標（数値）として示したもので、これにより医療の質を客観的に評価することが可能となる。臨床評価指標の分析及び改善により、医療サービスの質の向上を図ることができる。
臨床病理検討会	病院で行われる複数の臨床科と病理医や検査医が合同で行う討論形式の症例検討会のこと。
ワークライフバランス	仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

【各指標の計算式】

項 目	計 算 式	
救急搬送応需率	救急搬送受入患者数／救急搬送受入要請数×100	
クリニカルパス適用率	クリニカルパスの適用患者数／入院患者数×100	
循環器疾患救急患者カバー率	堺市消防局における循環器疾患（心臓カテーテル手術・経皮的冠動脈形成術）患者救急搬送総件数のうち、堺病院への搬送件数／同疾患患者救急搬送総件数×100	
消化管出血救急患者カバー率	堺市消防局における消化管出血患者救急搬送総件数のうち、堺病院への搬送件数／同疾患患者救急搬送総件数×100	
紹介率	(紹介患者の数(初診に限る)＋救急患者の数(初診に限る)－救急患者数のうちの紹介患者数(初診に限る))／(初診患者の数－(休日又は夜間救急患者数(初診に限る)－休日・夜間救急入院患者数(初診に限る)))×100	
逆紹介率	他の医療機関への紹介患者数(逆紹介患者の数)／(初診患者の数－(休日又は夜間救急患者数(初診に限る)－休日・夜間救急初診入院患者数(初診に限る)))×100	
開放型病床利用率	(地域医療機関からの紹介患者で開放病床に入院した患者の延べ入院患者数)／(開放病床数×365日)×100	
医業収支比率	(医業収益＋救急医療及び保健衛生行政に係る運営費負担金)／医業費用×100	
経常収支比率	(経常収益－(移行前地方債元金償還に係る運営費負担金＋資産見返運営費負担金戻入))／経常費用×100	
運営費負担金(繰入金)比率	(経常収益－(移行前地方債元金償還に係る運営費負担金＋資産見返運営費負担金戻入))／収益的収入合計×100	
一般病床利用率	1日当たり入院患者数／一般病床数×100	
平均在院日数	在院入院患者数(延べ入院患者数－退院患者数)／((新入院患者数＋退院患者数)／2)	
患者1人1日当たり診療単価	入院	入院診療収入／延べ入院患者数
	外来	外来診療収入／延べ外来患者数
個人未収金に係る徴収率	(当該年度及び過年度調定額(年度末において未収金残額がある年度のものに限る)－(当該年度調定額に係る年度末残額＋過年度調定額に係る当該年度末未収金残額))／当該年度及び過年度調定額(年度末において未収金残額がある年度のものに限る)×100	
個人未収金に係る現年度徴収率	(当該年度調定額－当該年度調定額に係る年度末残額)／当該年度調定額×100	
個人未収金に係る過年度徴収率	(過年度調定額－過年度調定額に係る当該年度末未収金残額)／過年度調定額×100	

後発医薬品採用率 (数量ベース)	後発医薬品数／採用医薬品数×100
材料費対診療収入比率	材料費／診療収益×100
経費対診療収入比率	経費／診療収益×100
職員給与費対医業収益比率	一般管理費を含む給与費／医業収益×100 ※平成22年度の医業収益には、一般会計からの繰入金を含めていない
労務費対医業収益比率	(一般管理費を含む給与費＋委託料＋報償費)／医業収益×100 ※平成22年度の医業収益には、一般会計からの繰入金を含めていない